

事業活動を円滑にするために返済不要の助成金を活用しませんか？

無料相談
受付中

助成金申請 サポートのご案内

返済不要の助成金を活用した
人材育成・労働環境向上をご提案

【こんな経営者におすすめのサポートです！】

- 助成金に興味はあるが、調べる時間がなく結局取り組みができない方
- 自社で申請ができる助成金があるのか分からない方
- どのような書類が必要なのか、具体的な申請方法が分からない方



助成金サポート 累計1,500件以上！

助成金を活用したコンサルティングを得意とする専門家がサポートします

—— オ ス ス メ 助 成 金 —— 覧 ——

経営課題

求人を出しても
応募が来ない
慢性的な人手不足

優秀な従業員に
長く働いてほしい

長時間労働による
健康障害を
防止したい

取り組み

契約社員・パート社
員等も正社員に
登用しましょう

子供が生まれた
男性従業員へ
5日以上の育児休暇

勤務間
インターバル制度を
導入しましょう

受給金額

1人あたり最大
72万円

1人目最大
84万円

取り組み内容により最大
40~340万円

※上記助成金は公表されている予算案として2021年度において取り組みが見込まれるものとなります。そのため、実際の内容と異なる場合がございますのでご容赦ください。
※最大金額の表記については一定の要件を満たした場合となります。また、各種助成金についてはその他要件があります。

1つでも気になる助成金があればまずは無料相談へ！

ホワイト企業への健康診断

このような考えの**経営者・企業様**におすすめです



- ✓ **法令順守がしっかり出来ているのか知りたい**
- ✓ **採用活動の時に、自社がホワイト企業であることをアピールしたい**
- ✓ **労務管理でやるべきことを、見える化したい**

最短期間でホワイト企業を目指しませんか？

労務監査（労働環境の健康診断）により課題を可視化

労務状況の可視化診断により
貴社で取り組むべき優先項目を提案

労務監査（会社の健康診断）の実施
（1時間程度・約50項目の確認）

課題を一覧化し、6ヶ月間の改善項目を提案

監査項目について	
労働契約	雇入れ時の労働条件通知、パートタイムの労働契約など
求人・採用	求人募集時・面接時・内定時の対応など
賃金台帳・労働者名簿	各帳簿の記載事項、管理方法など
労働時間管理	労働時間の把握、36協定、実形労働時間制、有給休暇など
賃金	最低賃金の算出方法、時間外割増賃金の計算など
就業規則	必須記載事項・相対的記載事項など
その他の労働基準法	労働者代表の選出、年少者、妊産婦など
安全衛生	安全衛生管理体制、健康診断、安全衛生教育など
社会保険	各種社会保険・労働保険など
育児・介護	育児休業、介護休業など
ハラスメント	各種ハラスメント対策など
雇用関係	外国人雇用、障害者雇用、労働者派遣など
企業リスク	情報管理、車両管理、災害対策など
助成金	各種助成金の要件など
4月：働き方改革	年休の強制付与、時間外上限規制など



6ヶ月間のサポートにより環境向上・改善を実現

各種課題改善に向けた
アクションプランの実施

毎月2時間の打ち合わせにより
アクションプランの実行支援

会社の実態に沿った改善策を進める
ため一部ワークショップ形式支援

Step 03: 適正な計算方法ワーク

月給 氏名:

1. 客観的な労働時間管理の必要性に関する指導・理解促進

2. Step 03: リスク予防に向けた現状の整理

項目	現状の整理	改善の方向性
1. 労働時間の把握	労働時間の把握が不十分で、36協定の適用が不明確である。	労働時間の把握を徹底し、36協定の適用を明確化する。
2. 賃金の計算	最低賃金の算出方法が不明確で、時間外割増賃金の計算が正確でない。	最低賃金の算出方法を明確にし、時間外割増賃金の計算を正確にする。
3. 就業規則	就業規則の記載事項が不完全で、相対的記載事項が不明確である。	就業規則の記載事項を完全にし、相対的記載事項を明確化する。
4. 安全衛生	安全衛生管理体制が不十分で、健康診断や安全衛生教育が実施されていない。	安全衛生管理体制を整備し、健康診断や安全衛生教育を実施する。



無料相談受付中

労務監査簡易診断（50項目）を無料実施中
毎月10社様限定

無 料 個 別 相 談 会

一つでも“YES”

一つでも“NO”があればご相談ください

助成金診断

期間契約社員、パートタイマーを正社員に登用しようと思いますか？	YES ・ NO
新しく雇い入れた方を、正社員に登用しようと思いますか？	YES ・ NO
社員に子供が産まれて、男性（5日以上）女性（通常の育休）を取得させることはできますか？	YES ・ NO
36協定（時間外労働・休日労働に関する協定届）を作成し、労働基準監督署に届出していますか？	YES ・ NO
有給休暇の管理簿を作成し、従業員ごとの取得状況を明確にできていますか？	YES ・ NO

就業規則診断

就業規則・賃金規定・育児介護休業規定を作成していますか？	YES ・ NO
正社員以外の雇用がある場合、「契約社員」「パート」「嘱託」等の雇用形態毎に就業規則を作成していますか？	YES ・ NO
精神疾患になった場合の対応について、休職制度などを規則に記載していますか？	YES ・ NO
残業が発生する場合、上長・所属長に申し出および許可を得た上で行うとルール化できていますか？	YES ・ NO
有給休暇5日取得義務対応のため、事業主からの時季指定や取得推進制度の構築をしていますか？	YES ・ NO

ホワイト企業診断

正社員だけでなく、契約社員やパートタイマーに雇用契約書を交付していますか？	YES ・ NO
求人票の募集要項と採用後の労働条件が一致していますか？	YES ・ NO
法廷三帳簿（労働者名簿・出勤簿・賃金台帳）を作成し、保存できていますか？	YES ・ NO
契約社員やパートタイマーも有給休暇の取得ができていますか？	YES ・ NO
入社後3年以内の従業員の離職率は50%以下となっていますか？	YES ・ NO

助成金・就業規則・コンサルティングに関する無料相談を希望される方は
F A X ご 記 入 の 上
お 申 し 込 み く だ さ い

FAX : 0564-55-3947

企業名			住所	〒
氏名	【役職： 】		メール	
TEL			FAX	
無料相談希望日程	第1希望： 月 日 第2希望： 月 日 第3希望： 月 日			
相談内容 ※ご希望の内容にチェック	☐ 助成金診断 ☐ 就業規則診断 ☐ ホワイト企業診断	面談方法	☐ ZOOM ☐ リンクサポートに来社	

事務所紹介



社会保険労務士事務所リンク・サポート

〒444-0855 愛知県岡崎市真宮町3-3

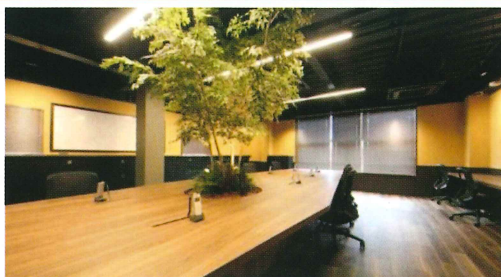
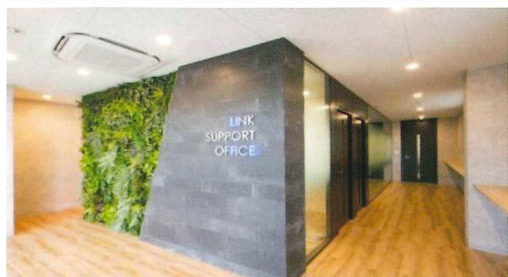
お気軽にお問い合わせください 【受付時間：平日9時~18時】



TEL : 0564-55-3941



FAX : 0564-55-3947



令和2年8月に移転しました！



度重なる法改正から会社を守る準備はできていますか？

“リスク回避型” 就業規則のご提案



／ご存知ですか？／

就業規則等の内容に不備があると
従業員とのトラブルに発展する可能性が高まります

就業規則の整備が できていない場合



- ◆ 従業員が横領しても保証人などのルールが無く混乱に繋がる
- ◆ 入社した後に精神疾患が発覚してもルールがないため対応不可
- ◆ 問題のある従業員に対して処分ができず会社を守ることができない

就業規則の整備が できている場合



- ◆ 感情論ではなくルールに基づいて対応が可能
- ◆ 問題のある従業員に対して適切に処罰することができる
- ◆ 従業員が安心して業務に専念でき定着率の向上や、採用においてもプラスになる

“リスク回避型”就業規則を作成するためにサポートいたします



就業規則サポート 累計500件以上！

社会保険労務士事務所リンク・サポートの就業規則は法改正にももちろん対応

①

**2019年
4月～**

年次有給休暇の
年間5日の取得義務
(労基法39条)

②

**2020年
4月～**

時間外労働の上限規制
により残業を抑制
(労基法36条)

③

**2021年
4月～**

同一労働同一賃金の
対応により正規・非正規
の不合理な待遇差の解消
(パート労働法)

毎年、改正がある法令に対応できていますか？
詳しく知りたい方はまずは無料相談へ！

お問い合わせ



社会保険労務士事務所リンク・サポート

〒444-0855 愛知県岡崎市真宮町3-3



電話受付時間：平日9:00～18:00

0564-55-3941